

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当  
障がいのある方への各種手当

障がいがある方やその家族の経済的負担を軽減するため、各種手当を支給しています。

これらの手当を受給している方は、9月13日(月)までに所得状況届の提出が必須です。対象者には文書を送付していただきます。**この届を提出しないと、その年の8月以降の手当を受取ることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。**



### ◆特別児童扶養手当

#### 対象者

20歳未満で精神または身体に中程度以上の障がいがある児童を家庭で監護、養育している父母など

#### 対象外

- ・児童、父母または養育者の住所が国内にないとき
- ・支給対象の児童が、障がいを事由に年金を受け取ることができるとき
- ・支給対象の児童が、児童福祉施設など(通園・通所施設は除く)に入所しているとき



#### 手当額・支給日

本人、扶養義務者の所得制限があります。

	1級	2級
手当額 (児童1人あたり)	月額52,500円	月額34,970円
支給日	4、8、11月の各11日 ※土日祝日のときは、その直前の平日	

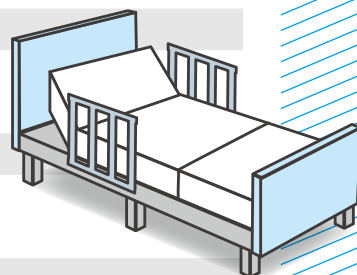
### ◆特別障害者手当・障害児福祉手当

#### 特別障害者手当の対象者

20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活で常時介護を必要とする方

#### 障害児福祉手当の対象者

20歳未満で、精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活で常時介護を必要とする方



#### 手当額・支給日

	特別障害者手当	障害児福祉手当
手当額	月額27,350円	月額14,880円
支給日	2、5、8、11月の各10日 ※10日が土日祝日のときは、その直前の平日	
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、扶養義務者の所得制限があります。</li> <li>・施設または病院に3か月以上継続して入所・入院している場合などは支給されません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、扶養義務者の所得制限があります。</li> <li>・施設入所や障がいを事由とする年金を受け取ることができる場合などは支給されません。</li> </ul>

問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 TEL 0859-68-5534

#### 受付期間

9月2日(木)~30日(木)(平日のみ)

#### 試験日

11月13日(土)

#### ところ

倉吉体育文化会館 大研修室  
(倉吉市山根529-2)

#### 受験案内配布場所及び申込受付

県内市町村の下水道担当課  
(日南町除く)

鳥取県下水道協会は、排水設備工事の設計・施工等の技能をもった責任技術者の資格試験を次のとおり実施します。

## 資格試験 下水道排水設備 工事責任技術者

#### 申込み・問い合わせ先

地域整備課 上下水道室 TEL 0859-68-5540

